

### ○基本方針

- ・憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとする。

### ○式典の趣旨について

- ・日本国及び日本国民統合の象徴である天皇陛下の御退位に際し、天皇陛下の御退位の実を広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われるための式典とする。

### ○式典の概要について

- ・国民の代表として総理が皇室典範特例法の定めにより天皇陛下が御退位されることを申し上げ、天皇陛下に感謝を述べるとともに、天皇陛下から国民に対しておことばを賜ることとする。（別紙「儀式の次第概要等（案）」参照）

### ○式典の法的な位置付けについて

- ・日本国及び日本国民統合の象徴である天皇陛下の御退位に伴う式典であることから、日本国憲法第7条第10号に基づき、天皇が国民のために、内閣の助言と承認により行う「国の儀式」とする。

### ○式典の法令上の根拠について

- ・皇位の継承に関わる式典である「即位の礼」及び「大喪の礼」（「国の儀式」（国事行為）として挙行）は、皇室典範に実施の根拠規定が置かれていることから、皇室典範特例法の委任政令に根拠規定を設けることとする。

（参考）皇室典範（昭和22年法律第3号）

第二十四条 皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。

第二十五条 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。

### ○式典の名称について

- ・法令上の名称は、皇室典範における「即位の礼」及び「大喪の礼」の例を踏まえ、「退位の礼」とし、具体的に挙行される式典の名称は、個別の式典が「儀」と称されていることを踏まえ、「退位礼正殿の儀（仮称）」とする。

### ○式典の挙行時期について

- ・天皇陛下が御退位される平成31年4月30日とする。

# (別紙) 儀式の次第概要等 (案)

## ○次第概要

(お出まし)

- ・天皇陛下が皇后陛下とともに正殿松の間にお出ましになる。侍従が剣、璽及び国璽・御璽を捧持して入る。
- ・皇太子同妃両殿下及びその他の皇族方が供奉される。

(内閣総理大臣の寿詞)

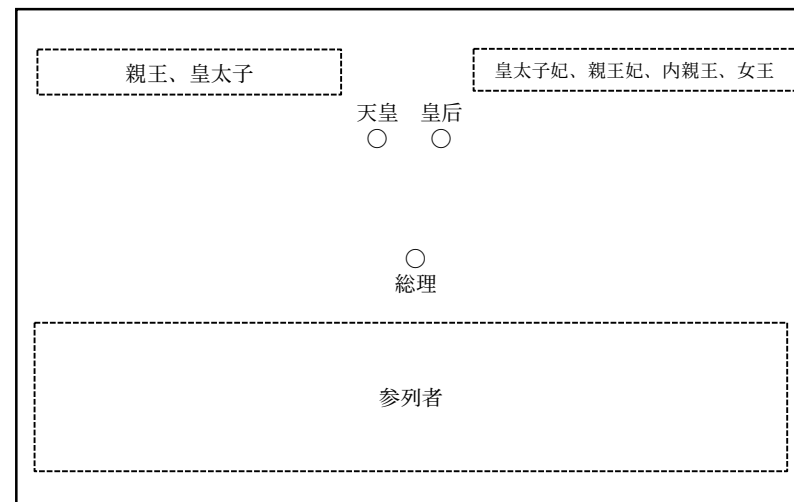
- ・内閣総理大臣が御前に参進し、皇室典範特例法の定めにより天皇陛下が御退位されることを申し上げ、天皇陛下に感謝を述べる。

(天皇陛下のおことば)

- ・天皇陛下のおことばがある。

(御退出)

- ・天皇陛下が皇后陛下とともに御退出になる。侍従が剣、璽及び国璽・御璽を捧持して退出する。
- ・皇太子同妃両殿下及びその他の皇族方が供奉される。



正殿「松の間」見取り図

## ○参列者の範囲

- ・内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣及び内閣法制局長官
- ・衆議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、議員若干人及び事務総長
- ・参議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、議員若干人及び事務総長
- ・国立国会図書館長
- ・最高裁判所長官、最高裁判所判事及び最高裁判所事務総長
- ・特記した認証官以外の認証官
- ・都道府県の知事及び議会議長の代表各二人
- ・市町村の長及び議会議長の代表各二人
- ・以上の者の配偶者

(※) 式典の趣旨を踏まえ、「即位後朝見の儀」と同様の参列者とする。